【電力販売サービス】新型コロナウイルス感染症拡大の影響にともなう特例措置について

新型コロナウイルス感染症の拡大により健康被害や事業等に影響を受けられたお客さま に心よりお見舞い申し上げます。

このたび、経済産業省より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のために各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」(※1)を受けているお客さま等、電気料金のお支払いにお困りのお客さまよりご希望をいただいた場合には、電気料金の支払期日を延長するよう要請を受けました。

つきましては、以下の特例措置をご用意いたしましたので、ご案内いたします。

【特例措置の内容】

2020年3月分から2020年6月分までの電気料金の支払期日を原則として1ヶ月間延長いたします。(※2)

【対象となるお客さま】

各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」を受けるお客さま等、新型コロナウイルス感染症の影響で電気料金のお支払いにお困りで特例措置(支払期日の猶予)を弊社へお申し出いただいたお客さま

【お申し出方法】

「お問合せフォーム」またはお電話にて弊社までお申し出ください。

<お申し出方法(いずれか)>

- ○お問合せフォーム https://ws.formzu.net/fgen/S19934457/
- ○電話 0120-977-288

【ご留意事項】

電気料金の特例措置を行うお客さまのお支払い方法が口座振替の場合は、5月分電気料金および6月分電気料金の振替日を1ヵ月先送りいたします。

<イメージ>

5月分電気料金 通常引落日 6/23 → 先送り後引落日 7/27

6月分電気料金 通常引落日 7/27 → 先送り後引落日 8/24

7月分電気料金 通常引落日 8/24

特例措置終了後の7月分の電気料金からは、従来どおりとなりますので、7月分の口座 振替日となる 8/24 は、6月分と7月分の2ヶ月分を振替させていただきます。予めご 了承ください。

(※1)「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」

失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを 目的として貸付を行うもの。

詳しくは「社会福祉法人全国社会福祉協議会」のホームページをご覧ください。 https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html

(※2) 支払義務発生日が3月19日以降のものに限ります。 お申し出時点で支払期日を経過した月分の料金については適用できません。

以上

*2020年5月20日、支払期日の延長の対象に6月分の電気料金を追加する等、内容を 一部更新いたしました。